

令和2年第5回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和2年8月11日 午前10:00

○閉 会 午前10:31

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	6番 佐藤 敏雄	7番 鑑 仁志
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
17番 児玉 春雄	18番 西村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 伊藤 貢	総 務 課 長 千葉 秀樹
企画政策課長 安田 秀樹	財 政 課 長 菅生 司
学校教育課長 山田 敬輔	社会福祉課長 筒井 弥生

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健二	議会事務局次長 鈴木 学
--------------	--------------

令和2年第5回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和2年8月11日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について（令和2年度潟上市一般会計補正
予算（第5号））

日程第 4 議案第54号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）につ
いて

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は、令和2年第5回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、市役所庁舎落雷被害の状況と復旧工事関係予算の専決処分について報告致します。

去る7月19日未明に市役所庁舎付近で大規模な落雷が発生しました。この落雷の影響により、市役所庁舎の高圧トランス等が故障し、エレベーターと執務室や会議室などのエアコンが一部停止するなど、被害が発生致しました。

落雷発生後の復旧状況については、7月23日にエレベーター1基が復旧し、8月1日には仮設の高圧トランスを設置したことにより、現在は庁舎内のすべての電気系統が復旧しております。

しかし、これはあくまでも仮復旧であり、今後、本格的な復旧を行いますが、復旧に必要な高圧トランスが受注生産となるため、9月中の完成を目指し、復旧工事を進めてまいります。

復旧工事に係る予算については、緊急を要したことから、7月20日に専決処分致しましたのでご報告させていただきます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施するものであり、本臨時会に関係予算を提出させていただいたものであります。

この後、担当部長より説明をさせますので、適切なるご決定を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第3、承認第4号 専決処分の承認について（令和2年度潟上市一般会計補正予算（第5号））】

○議長（西村 武） 日程第3、承認第4号、専決処分の承認について（令和2年度潟上市一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月11日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書。

令和2年度潟上市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年7月20日 潟上市長 藤原一成

別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお願い致します。

令和2年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,705万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億6,191万8,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入19款1項1目繰越金は1,705万円でございます。

歳出11款1項1目災害復旧費は、市役所庁舎受変電設備災害復旧工事1,705万円でございます。

補正予算の内容は、7月19日未明に発生した落雷の影響により、市役所庁舎の高圧トランス等が故障し、エレベーターやエアコンが一部停止する被害があったため、復旧工事費を専決処分したものでございます。

その後の復旧状況ですが、23日の祝日にエレベーター1基を復旧し、8月1日土曜日に仮設の高圧トランスを設置して庁舎内の電力はすべて復旧しております。

今後、高圧トランスが納品となり次第、本復旧工事を実施し、9月中には工事を完成する見込みです。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず1つ目は、これは自然災害だということで、その保険には入っていると思うんですけども、そこら辺のことについてがまず一つと、それから、市長の説明では、付近に落雷して、その関係で受変電設備が故障ということのようなんですけど、具体的にどういうところに落ちたのかということと、あとは今後こういう同じようなことがあっても、落雷の防止策というのはあると思うんです。そこら辺については、あるのかなのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

保険適用になるのかということではありますが、現在、市で加入している市有物件共済の対象となりまして、仮復旧工事費を除く100%保険対象であります。それが約1,200万円程度と見込んでおります。

あと2つ目ではありますが、落雷が庁舎そのものに落ちたものではなくて、保守業者の調査によりますと、電力線から内部へ高圧の電流が流入して変圧器、トランスですが、これが耐えきれなかったものと想定しております。それから、庁舎前の引き込みの電柱の開閉器も故障していることから、高圧の電力が流れ込んできたということが想定されております。

あと、3つ目ですが、今後、電気系統の被害を防ぐために新たに施設を設けるのかという質問だと思いますが、今回の落雷事故は、雷自体が非常に長時間で強いものであつ

たと思われます。ですので、極めてまれな事例だと思しますので、今後の追加の設備投資につきましては、導入するための経費、イニシャルコストですね、あと維持費、ランニングコストなど、それから更新費用など多額にかかると予想されますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今、説明もありましたけれども、高圧線に落雷というような話でしたが、その辺の事情ははっきりしていますか。周辺、停電したとか。庁舎周辺、停電したとかの調査はされておりますか。まずそれ1点。

それから、庁舎に避雷設備が完備されておるかどうか。

2点お答えください。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

庁舎周辺に停電があったのかどうかということではありますが、一部、くらの方にもちょっとあったみたいですが、それは設備的には少額だったと。一般家庭の停電につきましては、ちょっと調査は、報告自体が上がってきておりません。

あと2つ目ではありますが、避雷設備の設置状況であります。避雷針が庁舎の4階に3カ所、東に1カ所と西側に2カ所でありまして、屋上全体にカバーできるように、避雷針同士を補助用のワイヤーロープでつないでおりまして、約20カ所を地中に流すように設置されております。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 周辺部分、くらはくらはで避雷設備もあるでしょうから、周辺に落ちるということは、建物あった場合に避雷設備があれば半径何百メートルというところは防げるはずなんだけども、そういうシステムになってると思うんですが、調査してないという、聞き取り調査もしてないわけ。釈迦に説法かもしれませんが、避雷設備は避雷針の中心から60度、もしくは45度というので建物全体をカバーするということが法的にも決められておりますので、もっと高ければ、もっと周囲、安全な範囲になりますので、その必要はないのかなということもあわせて今質問しているところであります。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず最初に、周辺の状況でございますけども、被害があった場合には、即うちの方に報告が入ってくるはずでございますので、その停電等の報告はございませんでした。

それから、今の避雷針の基準でございますけども、確かに建築基準法の中に高さ20メートルを超える場合というものについては、有効に避雷設備を設けなきゃならないというものがございますし、そういう基準、法律にのっとって今回の避雷針も設置されているものでございますので、その設置基準そのものについての運用について問題はないと解釈しております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 副市長の説明でややわかりましたけども、わからない点が1点あります。報告がないので被害がないといえ、庁舎しか被害受けてないのではないかと、いう考え方もできると思いますけど、この点についてどう考えますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 先ほど総務部長もお答え致しましたが、開閉器そのものに対して落雷という形で被害が発生したと捉えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 庁舎が建設されてまだ4、5年ですけれども、過去にこの近辺での落雷事故が発生した経験があるわけですから、この庁舎を建設する段階で雷を避けるための十分なその法律に基づいただけでなく、もっとしっかりやるべきでなかったかなと思うわけで、ここが当然危機管理のもとで庁舎が立ち位置、この建っている場所じゃなくてですよ、庁舎の機能的なものがこの期間、全くできなかったということですから、非常にこれ、市民にとっては、どうしてこんなことが起きるんだと。あれだけの建物を、40億も50億もかけて、雷落ちて止まるなんていうことは考えられない、こういう市民の意見がいっぱいあります。当然4階まで業者の方々に荷物を運んだり、会議等で4階まで階段上ってくるのに支障を来している方もあったわけで、長期間にわたって我々議会が開会されて初めてこれ今、少し報告受けたんですけども、その間、いつエレベーターや冷房ができたということ、こういうところの何というか当局は自然災害ということで済ますようなところありますけども、逆にこれは人災じゃないかと。徹底した危機管理がないと。そうでなくても気象の状況というのは、昨日、一昨日も県内、大雨警報が出

て洪水警報が出て、どこに何があるかわからんというときなわけですから、その辺の対処の仕方が少し緩いなと言わざるを得ない。どういうふうに考えていますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致します。

まず、先ほども言いましたけども建築基準法等、法律にのっとってその部分については、避雷針をはじめそういう対応はさせていただいているというそういう建物でございます。総務部長から説明ありましたが、避雷針の系統につきましても、周りに避雷針3本のほかにも対応しているということをご説明させてもらったとおりでございます。

そして、市民の方につきましても、確かにこの10日間の間、エレベーター動かないということでご迷惑をおかけした方もいらっしゃいます。そのために我々としましては、できる限り市民の皆様にも、ホームページ等を通じてお知らせしたところでございます。

今後につきましても、我々危機管理は十分注意してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） グリーンランドのタワーでも落雷事故があったことは、もう既にお忘れの方も、全員は知らんだろうと思うけども、あの塔を建てた翌年に雷が落ちて機能が麻痺したということは当局も知っていますか。過去の事例、この棒沼台一帯が雷の被害を受けやすい地域だということは、重々承知の上だったと思うんですけども。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

過去の物件について落雷等の例があったということでございますけども、確かにおっしゃるとおりスカイタワーの落雷被害が直近では2012年、これが火災警報機が集合盤、それから2009年には電話機、2008年、タワー3階エアコン等が罹災しております。あとそのほかには、飯田川出張所では2016年12月と、非常に雷被害の多いところであるという認識はしておりますが、それに対応するための設備というのは十分に備えているということでございますが、今回の件につきましましては、それをはるかに超えるものが発生したのかなと思っております。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） さっきの同僚議員からの質問の中で、もっと避雷の方法を考慮した

らということに対する総務部長は、維持管理費等がかかるのでそれはしないということですが、それで結構ですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今後、9月までの間に、9月中ですか、いっぱいかかって工事進めるわけですが、すけども、今のご指摘の件、これ以上の対応が何かあるかということにつきましては、業者の方とも検討させていただきたいと、そのように思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第4、議案第54号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第4、議案第54号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてを議題とします。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書案第6号の1ページをお願い致します。

議案第54号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億875万4,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金は4,683万6,000円の追加でございます。内訳は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金4,425万円及び事務費補助金258万6,000円でございます。

歳出予算について申し上げます。

3款2項12目ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費は4,683万6,000円の追加でございます。

事業内容についてご説明致します。

令和2年6月分の児童扶養手当支給対象世帯等に対し、基本給付として5万円を給付します。児童が2人以上の場合、2人目から1人につき3万円を追加となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯には、更に追加給付として5万円を給付するものでございます。

補正予算の内容は、1節報酬は4万円の追加で、会計年度任用職員の時間外勤務手当でございます。3節職員手当等は14万3,000円の追加で、職員の時間外勤務手当でございます。10節需用費は3万9,000円の追加で、消耗品費3万円、印刷製本費9,000円でございます。11節役務費は20万8,000円の追加で、郵便料11万2,000円、手数料9万6,000円でございます。12節委託料は215万6,000円の追加で、システム改修委託料でございます。1節報酬から12節委託料までは事務費分で、総額258万6,000円でございます。事業費分は18節負担金補助及び交付金4,425万円の追加で、臨時特別給付金でございます。

臨時特別給付金のうち、基本給付分が5万円掛ける387世帯で1,935万円、第2子以降の追加分が3万円掛ける185人で555万円でございます。追加給付分は、収入減少世帯が不明のため、予算上は基本給付分と同じく5万円掛ける387世帯で1,935万円を計上しております。事務費及び事業費とも、全額国庫補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ひどい親世帯臨時特別給付金給付事業費ですけれども、所得制限があるのかということがまず第1点、それから、所得が、収入が減少した世帯は更に5万円ということ説明ありましたけれども、どの程度までの減少なのか、半分なのか、それとも3分の1までなのかという、その基準、そこら辺は説明なかったんで、そこら辺の説明をお願いします。

それから、これがもし決定となれば、いつ頃までに振り込むのかという、そこも対象世帯としては気になる場所ですので、決まれば、いつ頃まで振り込まれるのかということをお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

まず1点目の所得制限でございますけれども、これは従来どおり児童扶養手当でございますので、一定の所得制限はございます。ただ、今回の場合につきましては、5月、6月分の児童扶養手当、これは7月に支給されますけれども、その方につきましては補助金がなしで8月末頃を目処に振り込みを予定しております。

2点目の収入等の減少でございますけれども、これについては国の方から特別、減少の割合等が示されておりませんので、例えば3月分のパートの給料代が昨年と比べて減ったということであれば、それも追加の5万円が給付されるという制度になってございます。

それから、振込日でございますけれども、最初に申し上げましたとおり、5月、6月分の児童扶養手当を7月分に振り込まれる方につきましては、今のところ予定は8月27日に振り込みを予定しております。

それから、収入等の減少、これにつきましての振込日につきましては、申請が必要になりますので、これについては本日から来年2月までの申請期間がございますけれども、その間、申請がありましてから概ね2週間程度を目処に振り込みをしたいという予定にしております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 減少の中身ですけれども、10万円の市の事業の給付金については、申告、自主的なものでしたけれども、今回のその申告については、いろんな証明書とかそういうものも必要になるんじゃないかなと思います。何か月分とか、そこら辺についてはどのようにお考えなのか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、給与等の収入等の減少の確認でございますけれども、パート等のサラリーマンでありますと給与明細書、そういったものがあれば、添付は必要ございませんが確認をさせていただきます。もしそういった明細がなければ通帳等の振り込みの口座を確認させていただくという簡易な形で確認をしたいとなっております。ただ、事業収入、それから不動産収入、様々な収入がございますけれども、それにつきましても簡単な証明、確認できるものがあれば、それを目視で確認した上で早急に決定をして送金をするという

制度になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。

これをもちまして令和2年第5回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうも皆様ご苦勞様でございました。

午前10時31分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 伊 藤 正 吉

〃 署名議員 藤 原 典 男